

## 長野県告示第139号

平成17年4月1日から木曾郡榑川村を廃し、その区域を塩尻市に編入することに伴い、次のとおり塩尻市及び木曾郡の人口を告示します。

平成17年3月28日

長野県知事 田中康夫

塩尻市 67,747人  
木曾郡 36,500人

情報政策課統計活用室

## 長野県告示第140号

平成17年4月1日から東筑摩郡四賀村、南安曇郡奈川村、同郡安曇村及び同郡梓川村を廃し、その区域を松本市に編入することに伴い、次のとおり松本市、東筑摩郡及び南安曇郡の人口を告示します。

平成17年3月28日

長野県知事 田中康夫

松本市 229,033人  
東筑摩郡 48,629人  
南安曇郡 83,093人

情報政策課統計活用室

## 長野県告示第141号

平成17年4月1日から中野市及び下水内郡豊田村を廃し、その区域をもって中野市を設置することに伴い、次のとおり中野市及び下水内郡の人口を告示します。

平成17年3月28日

長野県知事 田中康夫

中野市 47,845人  
下水内郡 2,638人

情報政策課統計活用室

## 長野県告示第142号

平成17年4月1日から佐久市、南佐久郡臼田町、北佐久郡望月町及び同郡浅科村を廃し、その区域をもって佐久市を設置することに伴い、次のとおり佐久市、南佐久郡及び北佐久郡の人口を告示します。

平成17年3月28日

長野県知事 田中康夫

佐久市 100,016人  
南佐久郡 30,640人  
北佐久郡 38,202人

情報政策課統計活用室

## 長野県告示第143号

農地法(昭和27年法律第229号)第62条第2項の規定により、次のとおり土地配分計画を作成しました。

平成17年3月28日

長野県知事 田中康夫

土地

| 地区名 | 所在地     | 増反     |        | 備考 |
|-----|---------|--------|--------|----|
|     |         | 予定売渡口数 | 予定売渡面積 |    |
| 古町  | 北佐久郡立科町 | 1口     | 943㎡   | 畑  |

農政課

## 長野県告示第144号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第4項の規定により、木曾谷地域森林計画を変更しました。

なお、当該地域森林計画は、長野県林務部林政課及び長野県木曾地方事務所において縦覧に供します。

平成17年3月28日

長野県知事 田中康夫

林政課

## 長野県告示第145号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成17年3月28日

長野県知事 田中康夫

1(1) 保安林の所在場所

東筑摩郡四賀村大字刈谷原町字仇坂道下7のハ、字入洞20、字ほうき原107、字大平116のト、116のヨ、116のタ、116のレ、116のツ、116のナ、116のラ、116のム、116のウ、116のエ、116のオ、116のク、116のマ、116のケ、116のコ、字トコナメ146のニ、字ヒキミカケ148のイ、149の1、149のイ、149のロ、149のニの1、149のホ、字袖カ久保152のイの1、152のイの2、152のハ、153、字茶臼山154のイ、154のチ、154のト、154のリ、154のス、154のル、154のヲ、154のワ、154のヨ、155のニ、155のホ、155のへ、990の1、990の2、990の6、990の9、990の10、990の12、990の13、990の16、990の19、990の27、990の28、字横山965、966の2、966の3、字釜場986の1から986の8まで、986の10、986の11、986の14、986の17、986の19から986の23まで、986の26、986の27、字長峯ふとふ987の15、987の23、987の78、987の81、987の84、987の86、987の88から987の97まで、字日向松葉鈴ヶ尾988のロ、988のハ、字城裏山989の1、989の2、989の9から989の16まで、989の18から989の20まで、989の22、989の24、989の25、989の28、字大平山991の1、991の4から991の7まで、字クヅレ大日向993の1(次の図に示す部分に限る。)、993の9、993の10、字トコナメシキミカケ995の1(次の図に示す部分に限る。)、995の2、995の3、995の5、995の6、995の9から995の14まで、995の

17、995の19から995の37まで、字細嵐し1010（次の図に示す部分に限る。）、1011、1012のイ、字コガラ山1013の1から1013の3まで、字内ノ畑峠山1014の1、1014の10、1014の24、字入洞日影1019のイ、1019のロ、字上ノ原1028、1029の1、字稲荷山1030のイ、字裏山1031のイ、1031のロ、1032のイ、1033のイ、1034、字若宮1035、1036のイ、1038から1040まで、北安曇郡白馬村大字神城字荒神538の2、539の2、562、563の3、字中小田原2877の1、上水内郡小川村大字高府字外母袋17177の2、字金山16525の1、16527の1、字下末17080の2、17135の2、17135の4、17137の2、17141の3、17141の4、17143の1、字向山17641の8

(2) 指定の目的

干害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字荒神538の2、539の2、562、563の3、字中小田原2877の1

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(9) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所

北安曇郡白馬村大字神城字荒神538の2、539の2、562、563の3、字中小田原2877の1

(2) 指定の目的

公衆の保健

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林保全課並びに関係村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林保全課

長野県告示第146号

昭和44年長野県告示第445号（建設事務所の管轄区域の特例）の一部を次のように改正し、平成17年4月1日から施行します。

平成17年3月28日

長野県知事 田中康夫

本則の表の上田建設事務所の項を削り、同表の飯田建設事務所の項の次に次のように加える。

|         |  |
|---------|--|
| 木曾建設事務所 | 一般国道361号（ただし、岐阜県と木曾郡の境界から塩尻市と上伊那郡の境界までの区域とする。） |
|---------|--|

本則の表の松本建設事務所の項中

「  
 県道美ヶ原公園沖線（ただし、起点から武石峠までの区域とする。）  
 県道榑川岡谷線（ただし、起点から木曾郡と上伊那郡の郡境までの区域とする。）  
 」を

「  
 県道美ヶ原公園沖線（ただし、起点から武石峠までの区域とする。）  
 」に

改め、同表の中野建設事務所の項を削り、同表の長野建設事務所の項中「県道白石更埴線」を「県道白石千曲線」に、「更埴市」を「千曲市」に改める。

監理課

長野県告示第147号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定します。

平成17年3月28日

長野県知事 田中康夫

| 道路の種類 | 路線名       | 区間  |
|-------|-----------|---|
| 県道    | 中野小布施線    | 中野市三丁目693番の1地先から<br>中野市二丁目789番のイ地先まで      |
| 県道    | 三才大豆島中御所線 | 長野市若里4丁目1168番の1地先から<br>長野市若里4丁目137番の1地先まで |

道路維持課

長野県告示第148号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成17年4月12日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県豊科建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成17年3月28日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 豊科インター堀金線  
 (3) 道路の区域

| 区 間   | 新旧別 | 敷地の幅員      | 延長        |
|---|-----|------------|-----------|
| 南安曇郡豊科町大字豊科2051番の1地先から<br>南安曇郡堀金村大字烏川3299番の15地先まで | 旧   | 5.8~12.5 m | 0.9700 km |
| 同 上   | 新   | 12.0~16.0  | 0.9700    |

- 2(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 塩尻鍋割穂高線  
 (3) 道路の区域

| 区 間  | 新旧別 | 敷地の幅員     | 延長        |
|--|-----|-----------|-----------|
| 南安曇郡梓川村大字梓4480番の3地先から<br>南安曇郡梓川村大字梓4483番の1地先まで | 旧   | 5.3~7.2 m | 0.1410 km |
| 同 上  | 新   | 7.2~11.5  | 0.1410    |

- 3(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 波田北大妻豊科線  
 (3) 道路の区域

| 区 間  | 新旧別 | 敷地の幅員     | 延長        |
|--|-----|-----------|-----------|
| 南安曇郡梓川村大字梓1692番地先から<br>南安曇郡梓川村大字梓1686番地先まで | 旧   | 6.0~7.8 m | 0.0520 km |
| 同 上  | 新   | 12.4~12.7 | 0.0520    |

- 4(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 波田北大妻豊科線  
 (3) 道路の区域

| 区 間  | 新旧別 | 敷地の幅員     | 延長        |
|--|-----|-----------|-----------|
| 南安曇郡梓川村大字梓1527番地先から<br>南安曇郡梓川村大字梓1526番の2地先まで | 旧   | 6.3~9.2 m | 0.1090 km |
| 同 上  | 新   | 12.5~13.0 | 0.1090    |

- 5(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 波田北大妻豊科線  
 (3) 道路の区域

| 区 間  | 新旧別 | 敷地の幅員       | 延長        |
|--|-----|-------------|-----------|
| 南安曇郡梓川村大字梓1248番地先から<br>南安曇郡梓川村大字梓1248番地先まで | 旧   | 11.5~12.8 m | 0.0630 km |
| 同 上  | 新   | 12.8        | 0.0630    |

道路維持課

#### 長野県告示第149号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成17年4月12日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成17年3月28日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道  
 2 路線名 傍陽菅平線  
 3 道路の区域

| 区 間  | 新旧別 | 敷地の幅員      | 延長        |
|--|-----|------------|-----------|
| 小県郡真田町大字長字菅平1223番の371地先から<br>小県郡真田町大字長字菅平1223番の780地先まで | 旧   | 6.1~21.6 m | 0.2209 km |
| 同 上  | 新   | 6.1~21.6   | 0.2225    |

道路維持課

#### 長野県告示第150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成17年4月12日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成17年3月28日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 下仁田浅科線  
 (3) 道路の区域

| 区 間   | 新旧別 | 敷地の幅員      | 延長        |
|---|-----|------------|-----------|
| 北佐久郡浅科村大字桑山字八原田129番の1地先から<br>北佐久郡浅科村大字蓬田字寺田527番の1地先まで | 旧   | 9.0~53.8 m | 2.1355 km |
| 同 上   | 新   | 13.7~64.4  | 2.1355    |

- 2(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 八幡小諸線  
 (3) 道路の区域

| 区 間   | 新旧別 | 敷地の幅員      | 延長        |
|---|-----|------------|-----------|
| 北佐久郡浅科村大字蓬田字藤田138番の3地先から<br>北佐久郡浅科村大字桑山字八原田110番の3地先まで | 旧   | 6.5~52.8 m | 0.9840 km |
| 同 上   | 新   | 6.5~59.8   | 0.9840    |

道路維持課

長野県告示第151号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成17年4月12日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県豊科建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成17年3月28日

長野県知事 田中康夫

1 (1) 路線名 豊科インター堀金線

(2) 供用を開始する区間

南安曇郡豊科町大字豊科2051番の1地先から  
南安曇郡堀金村大字烏川3299番の15地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成17年3月28日

2 (1) 路線名 塩尻鍋割穂高線

(2) 供用を開始する区間

南安曇郡梓川村大字梓4480番の3地先から  
南安曇郡梓川村大字梓4483番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成17年3月28日

3 (1) 路線名 波田北大妻豊科線

(2) 供用を開始する区間

南安曇郡梓川村大字梓1692番地先から  
南安曇郡梓川村大字梓1686番地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成17年3月28日

4 (1) 路線名 波田北大妻豊科線

(2) 供用を開始する区間

南安曇郡梓川村大字梓1527番地先から  
南安曇郡梓川村大字梓1526番の2地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成17年3月28日

5 (1) 路線名 波田北大妻豊科線

(2) 供用を開始する区間

南安曇郡梓川村大字梓1248番地先から  
南安曇郡梓川村大字梓1248番地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成17年3月28日

道路維持課

長野県告示第152号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成17年4月12日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成17年3月28日

長野県知事 田中康夫

1 路線名 大町麻績インター千曲線

2 供用を開始する区間

千曲市大字力石字大林1557番の1地先から  
千曲市大字新山字谷穴平1317番の304地先まで

3 供用を開始する期日 平成17年3月29日

道路維持課

長野県告示第153号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成17年4月12日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成17年3月28日

長野県知事 田中康夫

1 路線名 大町麻績インター千曲線

2 供用を開始する区間

東筑摩郡坂井村字深沢10357番の42地先から  
千曲市大字力石字大林1557番の1地先まで

3 供用を開始する期日 平成17年3月29日

道路維持課

長野県告示第154号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成17年4月12日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成17年3月28日

長野県知事 田中康夫

1 路線名 傍陽菅平線

2 供用を開始する区間

小県郡真田町大字長字菅平1223番の371地先から  
小県郡真田町大字長字菅平1223番の780地先まで

3 供用を開始する期日 平成17年3月28日

道路維持課

長野県告示第155号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成17年4月12日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成17年3月28日

長野県知事 田中康夫

1 (1) 路線名 下仁田浅科線

(2) 供用を開始する区間

北佐久郡浅科村大字桑山字八原田129番の1地先から  
北佐久郡浅科村大字蓬田字寺田527番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成17年3月28日

2 (1) 路線名 八幡小諸線

(2) 供用を開始する区間

北佐久郡浅科村大字蓬田字藤田138番の3地先から  
北佐久郡浅科村大字桑山字八原田110番の3地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成17年3月28日

道路維持課

長野県告示第156号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示します。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県土木部河川課及び長野県松本建設事務所において縦覧に供します。

平成17年3月28日

長野県知事 田中康夫

- 1 河川の名称
信濃川水系 一級河川 東条川
2 廃川敷地等が生じた年月日
平成17年3月28日
3 廃川敷地等の位置
東筑摩郡坂北村字横吹5893番地先
4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 698.27平方メートル
5 河川法施行法(昭和39年法律第168号)第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法(明治29年法律第71号)第

44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河川課

長野県告示第157号

社会福祉施設代替職員雇用事業補助金交付要綱(昭和52年長野県告示第460号)の一部を次のように改正し、平成16年度の補助金から適用します。

平成17年3月28日

長野県知事 田中康夫

第3の表中「3,130円」を「3,100円」に、「6,000円」を「5,940円」に改める。

第11中「茅野市及び岡谷市」を「東御市にあつては上小地方事務所、岡谷市及び茅野市」に、「更埴市」を「千曲市」に改める。

子ども支援課

長野県教育委員会告示第3号

文化財保護条例(昭和50年長野県条例第44号)第4条第1項及び第30条第1項の規定により、次のとおり長野県宝、長野県史跡及び長野県天然記念物に指定します。

平成17年3月28日

長野県教育委員会

1 長野県宝に指定する文化財

Table with 4 columns: Name, Number of items, Location, and Owner's address and name. Includes items like 'Old Matsumoto Catholic Church' and 'Old Iwazawa residence'.

2 長野県史跡に指定する文化財

Table with 6 columns: Name, Location, Area (Subplot, Purpose, Area), and Owner (Address, Name/Title). Lists archaeological sites like 'Takaoka Ancient Burial Mounds'.

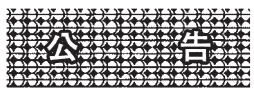


|      |                     |       |    |        |      |
|------|---------------------|-------|----|--------|------|
| 根塚遺跡 | 下高井郡木島平村<br>大字往郷字根塚 | 290-ロ | 原野 | 42㎡    | 木島平村 |
|      | 〃                   | 290-ハ | 〃  | 76㎡    |      |
|      | 〃                   | 298-1 | 〃  | 76㎡    |      |
|      | 〃                   | 299-イ | 〃  | 307㎡   |      |
|      | 〃                   | 299-ロ | 〃  | 376㎡   |      |
|      | 〃                   | 300   | 〃  | 611㎡   |      |
|      | 〃                   | 301-イ | 〃  | 766㎡   |      |
|      | 〃                   | 301-ロ | 〃  | 102㎡   |      |
|      | 〃                   | 302   | 〃  | 786㎡   |      |
|      | 〃                   | 304   | 〃  | 320㎡   |      |
|      | 大字往郷字大塚沖            | 9077  | 〃  | 2,521㎡ |      |

3 長野県天然記念物に指定する文化財

| 名 称              | 所 在 地                       | 所有者の名称 |
|------------------|-----------------------------|--------|
| 反町のマッコウクジラ全身骨格化石 | 東筑摩郡四賀村大字七嵐85-1<br>(四賀村化石館) | 四賀村    |
| 袖之山のシダレザクラ       | 上水内郡牟礼村大字袖之山字浦ノ久保521-3      | 牟礼村    |
| 地藏久保のオオヤマザクラ     | 上水内郡牟礼村大字地藏久保字北原308-1       | 牟礼村    |

文化財・生涯学習課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

- 申請のあった年月日  
平成17年3月16日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 長野県宅老所・グループホーム連絡会
- 代表者の氏名  
田 中 正 廣
- 主たる事務所の所在地  
佐久市中込三丁目2番地13
- 定款に記載された目的  
この法人は、認知症の高齢者等（高齢者、障害者、幼児舎）を中心とした小規模で家庭的な個別ケアの実践に携わる宅老所・グループホームが全県規模でゆるやかにネットワークすることで支援を必要とする「地域や住民の生活福祉の資質向上と小規模で家庭的な個別ケア」の推進を図ることを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第2条第1項の規定により、次のとおり表彰しました。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

平成17年3月17日表彰 産業功労

受賞者氏名

小 林 俊 雄      菅 沼 尚 志      田 村 春 夫  
塚 田 省 二      富 田 徳 衛      松 田 勝 夫  
渡 邊 一 二 三

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年3月28日

長野県知事 田 中 康 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
飯山ショッピングタウン  
飯山市大字静間字町尻1388-2ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
丸栄商業開発(株)  
飯山市大字飯山1191
- 変更しようとする事項